

■交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険

補償の概要等

保険期間：1年

■日本国内において専用加入システム等に記載のC'walkに搭乗している方が、「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガ（※1）をした場合に保険金をお支払いします。（※1）ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、引受保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・ 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって生じたケガ ・保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。	・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
	手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 （※1）または 先進医療 （※2）に 該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。（※3）	・極めて異常かつ危険な方法で搭乗している間のケガ
	通院保険金	（※1）傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 （※2）「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 （※3）1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	等
		医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等（※1）を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 （※1）ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	

■動産総合保険

補償の概要等

保険期間：1年

■保険の対象である専用加入システム等に記載のC'walkに発生した損害について損害保険金をお支払いします。

		お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
動産総合保険	損害保険金	●お支払いする損害保険金は保険金額を限度（※1）とします。 〈お支払いする損害保険金〉 全損の場合…保険金額（※1）をお支払いします。 分損の場合…事故発生直前の状態に復するための修理費用を損害額とし、損害額が5,000円を超える場合、その全額を損害保険金としてお支払いします。 ただし、修理の結果、事故発生直前の状態よりも保険価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除した額を損害額とします。 （※1）損害が発生した時において、それまでに生じた未修理の損傷がある等の事情により、保険の対象の価額が保険金額より著しく低い場合には、損害発生直前の保険の対象の状況を考慮して決定した価額を限度とします。	・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害（消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。） ・保険の対象の自然の消耗もしくは劣化、ボイラスケール、保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵または自然発熱、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害 ・保険の対象のかしによって生じた損害 ・核燃料物質やこれに汚染された物の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害 ・ご契約者、被保険者（補償を受けられる）、保険金受取人またはこれらの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ・被保険者（補償を受けられる方）と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
	残存物取片づけ費用保険金	●損害保険金が支払われる場合に、保険の対象の残存物の取片づけ費用をお支払いします。 ●損害保険金の10％に相当する額を限度として、実際に支出した費用をお支払いします。 ●残存物取片付け費用保険金と損害保険金の合計額が保険金額を超過する場合にもお支払いします。	・保険の対象の修理、清掃、解体、据付、組立点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害（火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。） ・電気的または機械的事故によって生じた損害（火災または破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。） ・詐欺または横領によって生じた損害
	損害拡大防止費用	●保険金を支払うべき損害が発生した場合に、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちが必要または有益であったものをお支払いします。 ●保険金額または時価額のいずれか少ない額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。	・保険の対象の置き忘れ、紛失によって生じた損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害 ・ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害（保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。） ・使用人等の不正行為によって生じた損害
	権利保全費用	引受保険会社が保険金をお支払いするのと引換えに取得する第三者から損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。	・保険の対象の汚れ、擦傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害（これらの損害が他の損害と同時に発生した場合を除きます。） ・真空管、ブラウン管、電球等その他これらに類似の管球類に生じた損害（保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。） ・サイバー攻撃に起因する損害。ただし、サイバー攻撃により火災または破裂もしくは爆発が発生した場合、保険契約者または被保険者が個人（個人事業主を除きます。）の場合を除きます。
	損害賠償責任担保特約	【保険金をお支払いする主な場合】 ●保険の対象であるC'walkの事故により、他人を死亡させたり、ケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象であるC'walkの事故により、車や塀等の他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負う場合	・第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害 ・保険の対象であるC'walkを運転中の方の同居の親族にケガをさせたり、これらの方が所有、使用または管理する財物を壊したことにより、補償を受けられる方が被った損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
	代替品レンタル費用担保特約	【保険金をお支払いする主な場合】 ●不測かつ突発的な事故によって保険の対象であるC'walkに損害が生じた場合において、代替品をレンタルするために費用を支出した場合	・保険の対象であるC'walkを修理した場合において、修理完了後、所有者の手元に戻った時以降のレンタル費用 ・保険の対象であるC'walkについて代替として使用する物を新たに取得した場合において、その物を取得した時以降のレンタル費用
			等

■総合生活保険（個人賠償責任補償）

補償の概要等

保険期間：1年

■総合生活保険（個人賠償責任補償）は、ご加入される方が個人の場合に対象となります。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約		国内外において 以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等（※1）を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物（受託品）（※2）を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他に ご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の 故意 によって生じた損害 ・ 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任（※1））によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物（※2）の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両（※3）または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能に欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失（※4） ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊
	（※1）自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 （※2）以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物	等	（※1）保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導（※5）中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 （※2）受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 （※3）自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・車を除きます。 （※4）置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 （※5）ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。